

# 計画変更申請面積算定基準

## 建築物を増築する場合

増築	建築物を増築する部分の延べ床面積
----	------------------

## 建築物を用途変更する場合

用途変更	類似の用途相互間以外の用途変更	計画変更する部分の延べ床面積
------	-----------------	----------------

## 建築物の計画を変更する場合

	計画の変更が考えられるケース	床面積の算定方法
敷地 (※1)	1. 敷地に接する道路幅員が減少する場合	申請に係る建築物の建築面積
	2. 接道長さが減少する場合	
	3. 敷地面積が減少する場合	
	4. 建築物の位置を変更する場合	
	5. 日影規制対象建築物で外壁が境界線方向へ後退する場合	
建築面積	5. 建築物の水平投影の形状変更により建築面積が増える場合	申請に係る建築物の建築面積
高さ・階数 (※2)	6. 建築物の高さが高くなる場合	変更される階の床面積
	7. 建築物の高さの最低限度が定められている区域での高さの増減がある場合	
	8. 建築物の階数が増加する場合(床面積が増える場合は、増築の項による)	
階段	9. 階段の位置、段数又は寸法の変更	変更階の床面積(位置変更は階段全面積)
壁	10. 主要構造部及び防火上主要な壁の位置、形状材料、構造等の変更	変更面積(壁の長さ × 1m)
屋根等	11. 材料、構造の変更によって防火・耐火性能の低下を招く屋根、軒、軒裏、ひさしの変更	変更される部分の水平投影面積(但し床面積以下)
開口部	12. 開口部位置・大きさの変更(延焼ラインにかかるもの、避難経路にかかるもの、非常用進入口)	変更後の開口部の面積
採光等	13. 採光・換気・排煙等の有効面積が減少する場合、又は居室面積が増加する場合	変更される居室等の面積
シックハウス対策に係る変更	14. シックハウス対策に係る建築材料の変更、及びその使用面積換気設備の変更	換気計画上一体となっている居室等の床面積
	15. シックハウス対策に係る天井裏等の材料、措置の方法等の変更	変更される部分の水平投影面積(但し13と重なる部分は除く)
構造	16. 建築物の土台・布基礎の変更	荷重を負担する最下階の床面積
	17. 建築物の布基礎以外の基礎・基礎杭の変更	荷重を負担する最下階の床面積
	18. 建築物の床の変更	変更される部分の床面積
	19. 建築物の柱、はり又はけたの変更	荷重を負担する階の床面積(柱は直上階)
	20. 建築物の小屋組の変更	変更される部分の水平投影面積
	21. 建築物の斜材の変更	変更される部分の水平投影面積(壁内は11.による)
建築設備	22. 建築設備の変更	変更される建築設備の水平投影面積
	23. 昇降機の変更(別願の昇降機申請による)	
	24. 防煙壁の位置、材質の変更	変更面積(防煙壁の長さ × 1m)
その他	25. 上記以外の変更(防火性能に係る材料又は構造)	変更に係る部分の床面積を30㎡以下として扱う

※1は、敷地の項目のうち、複数の変更があっても「申請に係る建築物の建築面積」とする。

※2は、構造の変更を伴うものは、「構造」の項目による。また、複数階が変更になる場合は、変更になる階の最大の一層の床面積とする。

